

## 広島県伝統的工芸品指定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県の風土と県民生活の中ではぐくまれ、受け継がれてきた伝統的な工芸品を広島県伝統的工芸品（以下「県工芸品」という。）として指定することにより、その声価を高め、伝統的工芸品産業の振興を図るとともに、県民生活に豊かさと潤いをもたらすことを目的とする。

### (指定の要件)

第2条 県工芸品として指定を受ける工芸品は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。ただし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「法」という。）第2条の規定による指定を受けている工芸品を除く。

- (1) 製造過程の主要部分が手工業的であること
- (2) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
- (3) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること
- (4) 主として日常生活の用に供されるものであること

### (指定の申出)

第3条 県工芸品の指定を受けようとする者は、別記様式第1号による指定申出書を主たる産地の所在する市町長を経由して知事に提出するものとする。

2 市町長は、前項の規定による申出書の提出があった場合は、別記様式第2号による意見書を添えて、知事に送付するものとする。

### (指定)

第4条 知事は、前条の申出書の提出があったときは、広島県伝統的工芸品認定委員会の意見を聴いて、それが適当と認められるときは、当該申出に係る工芸品を県工芸品

として指定するものとする。

- 2 前項の規定による県工芸品の指定は、当該工芸品を製造する者を構成員とする団体又は製造者（以下「団体等」という。）の名称及び県工芸品名を定めて行うものとする。
- 3 知事は、県工芸品の指定を行ったときは、その旨を公表するとともに、市町長を経由して県工芸品の指定を受けた団体等に通知するものとする。

（指定の表示）

第5条 県工芸品製造者は、県工芸品に、県工芸品として指定されているものである旨を表示して販売することができるものとする。

（指定の解除）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠いたと認めるとき
- (2) 県工芸品が製造されなくなったとき
- (3) 県工芸品の指定を受けた団体等から県工芸品としての指定の解除の申出があったとき
- (4) 県工芸品が法第2条の規定による指定を受けることとなったとき

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による県工芸品の指定の解除について、準用する。

（報告等）

第7条 県工芸品の指定を受けた団体等は、毎年5月末日までに団体等の状況について、別記様式第3号による報告書を提出するものとする。

（雑 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，知事が別に定める。

附 則

この要綱は，平成2年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

様式第1号

広島県伝統的工芸品指定申出書

令和 年 月 日

広島県知事 様

申出者住所

氏名 ④

広島県伝統的工芸品指定要綱第3条第1項の規定に基づき、次の工芸品を広島県伝統的工芸品として指定されるよう申し出ます。

1 工芸品の名称 \_\_\_\_\_

2 代表的な製品の名称 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 沿革（歴史）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（注） 工芸品の発生時期から現在に至るまでを簡単明瞭に記入すること。

4 製造地域 \_\_\_\_\_

5 産地の概要

区 分	年	年	年	年	年
企 業 数	社	社	社	社	社
従 業 者 数	人	人	人	人	人
年 間 生 産 数 量					
年 間 生 産 額	千円	千円	千円	千円	千円

(注) 過去5年間の状況を記入すること。

6 製造工程

(1) 工程図

(2) 各工程における作業内容

番号	工 程 名	具 体 的 作 業 の 内 容	手 作 業 の 有 無
1			
2			
3			
4			

(注) 番号は、工程図の番号と合わせること。

(3) 製造技術又は技法

番 号	技術又は技法 の名称	技術又は技法が確 立された年代	具 体 的 な 内 容

- (注) 1 番号は、工程図の番号と合わせること。  
2 「具体的な内容」は、技術又は技法の具体的内容で、特に伝統性、手工芸性が明瞭となるように記入すること。

(4) 使用する原材料

名 称	使用され始めた 年代	主な仕入 地域	原 材 料 の 特 徴 等

添 付 書 類

- 1 工芸品産地の企業（従業者）名簿  
なお、申請者が団体の場合は、定款又は規約及び構成員の名簿
- 2 代表的な製品の主要工程及び完成品の写真
- 3 その他参考となる文献の写しなど

様式第2号

広島県伝統工芸品指定申出に関する意見書

令和 年 月 日

広島県知事

様

市町長

印

広島県伝統的工芸品指定要綱第3条の規定により申出のあった工芸品について、  
次のとおり意見を付して送付します。

- 1 工芸品の名称
- 2 申出団体等の名称
- 3 意見

様式第3号

報 告 書

平成 年 月 日

広島県知事

様

住所

氏名

印

広島県伝統的工芸品指定要綱第7条により、次のとおり状況を報告します。

1 工芸品名

2 産地の概況

- (1) 企業数 \_\_\_\_\_ 社 (平成 年3月末現在)
- (2) 従業者数 \_\_\_\_\_ 人 (平成 年3月末現在)
- (3) 年間生産数量 \_\_\_\_\_
- (4) 年間生産額 \_\_\_\_\_ 千円

3 その他 (自由な意見を記入)

---

---

---

---